

# 大月町 住宅耐震化緊急促進アクションプログラム

## 1. 目的

- 住宅の耐震化を推進するために、住宅所有者の方に耐震化に対する理解を更に深めてもらう。

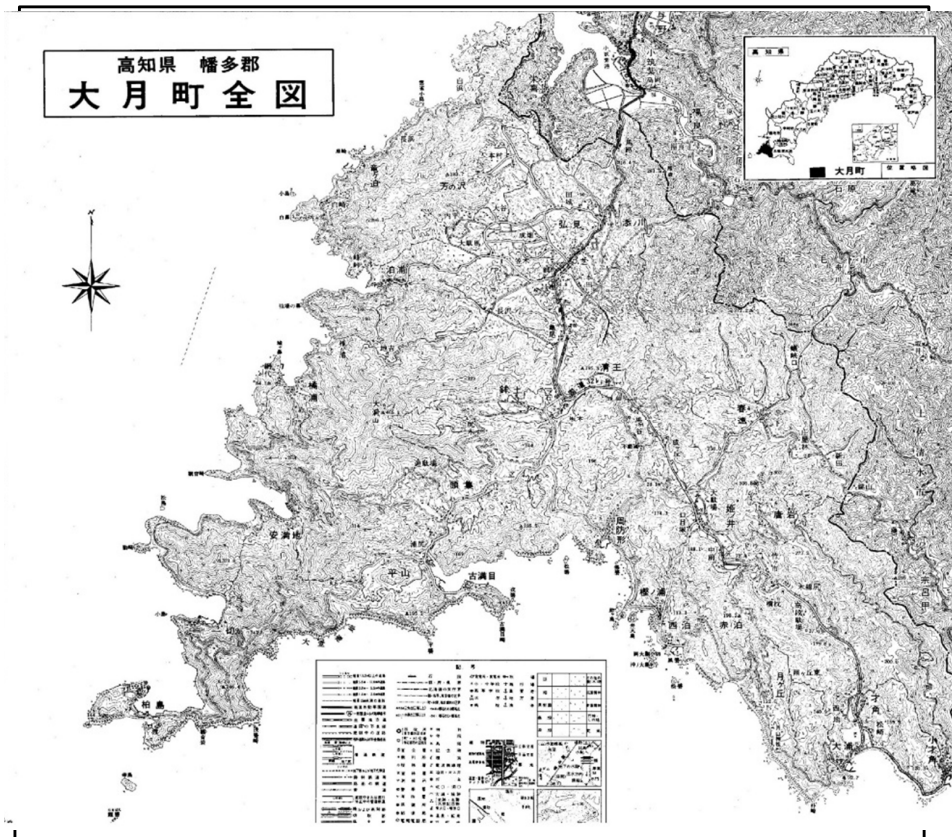
## 2. 重点区域の設定

重点区域は、住宅耐震化の状況から下記の区域とする。

重点区域：大月町全域

### ○対象住宅

- 昭和56年5月以前に建築された住宅



## 3. 期間

本プログラムの取組期間は下記の通りとする。

取組期間：平成30年度～令和7年度（8年間）

|      | H29 | H30 | H31 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 |
|------|-----|-----|-----|----|----|----|----|----|----|
| AP作成 |     |     |     |    |    |    |    |    |    |
| 戸別訪問 |     |     |     |    |    |    |    |    |    |

## 4. 取組内容

### (1) 戸別訪問の実施

戸別訪問は下記の通り行う。

- 住宅耐震に関する補助事業の説明、診断の相談
- 家具転倒防止・ブロック塀対策に関する情報提供
- その他耐震、防災に関する相談

### (2) 診断を受けた住宅所有者に対する啓発

- 診断済みの住宅所有者に対し戸別相談を実施

### (3) 事業者育成・事業者情報の提供

- 事業者育成講習会情報の提供
- 登録事業者一覧の掲載

### (4) その他の普及啓発活動

戸別訪問と併せて、下記啓発活動も引き続き実施していく。

- 住宅耐震啓発パンフの配布
- 広報誌による周知
- 住民向けブースの展示

## 5. 関係団体との連携

戸別訪問及びその他の普及啓発活動において、県及び大月町建設協会と連携して活動に取り組む。

## 6. 実績の公表

- 当該年度毎に訪問戸数・診断実績・改修実績の件数を取りまとめ、当該年度末までに県に報告する。
- 実績は、県が取りまとめ、県のHPにて公表する。